

## 鹿嶋市和地内における「土砂等搬入禁止区域」の指定（再指定）について

鹿嶋市和地内において、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（いわゆる残土条例）に基づく許可を受けずに行われた土砂等による土地の埋立てについて、令和7年4月10日から土砂等の搬入を禁止する区域を指定しているところですが、当該区域について、令和8年4月9日付けで再指定を行いました。

### 1 事案の概要

指定区域は、解体業を営む行為者が、長年にわたり土砂等の埋立て事業などを行ってきた場所である。

行為者は、令和5年3月から同年11月までの間に約7,240平方メートルの土地を埋め立て、同月に条例違反の被疑事実により警察の捜索が行われた後も埋立てを継続し、有罪判決の確定により収監された令和6年5月までの間にさらに土地の埋立て等を行った。

### 2 指定の根拠

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）第18条の5第1項及び第4項

### 3 指定区域

鹿嶋市大字和字蛭子谷721番2外64筆並びに721番2、728番1、729番1、730番1、731番1、734番1、734番2、743番5及び743番9地先道路敷及び水路敷（82,125.34㎡） ※下記別図参照

### 4 指定期間

令和8年4月10日から令和8年10月9日まで（公告日から6か月）

※市町村長からの意見を聴取した上で、再度指定することが可能

### 5 指定方法

県報（令和8年4月9日付け第703号）に記載し、公示することで指定

### 6 指定の理由

指定区域における埋立て等が継続され、人の生命、身体、財産が害されるおそれがあり、生活環境保全のために必要であると認められるため。

### 7 指定による効果

事業主のみならず、土砂等の搬入者（トラック運転手等）も規制対象となり、さらなる被害の拡大及び生活環境の悪化を防ぐことができる（指定後、新たに土砂等が搬入され検挙されたことはない）。

#### 別図



#### 上空写真



〈お問い合わせ先〉

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 不法投棄対策室 室長補佐 清水 有高

Tel:029-301-3033 Fax:029-301-3021